

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 國學院大學図書館所蔵『大中臣祓同註』の解題と翻刻

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2024-07-03<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 古谷, 易士<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.57529/0002000659">https://doi.org/10.57529/0002000659</a>                   |

# 國學院大學図書館所蔵『大中臣祓同註』の解題と翻刻

古 谷 易 士

## はじめに

『大中臣祓同註』<sup>(1)</sup>は、中世以降盛んに著された中臣祓の注釈書の一つである。本書は河野省三博士（一八八二—一九六三）の旧蔵書で、御遺族により寄贈され、現在は國學院大學図書館・河野省三記念文庫に収蔵されている。<sup>(2)</sup>本書の成立は室町中期から後期と考えられ、中世における中臣祓註釈の形態をよく留めている。この『大中臣祓同註』は本書以外に写本すら存在せず（『国書総目録』参照）、内容的にも他の注釈書にはない異説が見受けられ、貴重な一書となっている。

本稿は、この『大中臣祓同註』を翻刻し、若干の解題を加えるものである。

## 一、書誌

書誌については、國學院大學日本文化研究所編『河野省三記念文庫目録 和装本之部』<sup>(3)</sup>、および岡田莊司・加瀬直弥

編『中世日本紀・神道書籍』展覧会 展示図録「大中臣祓同註」横山直正氏解説を参照した。

【請求番号】図書館所蔵・河野省三記念文庫一六四号

【冊数】写本一冊

【表紙】渋染縦縞文

【寸法】縦二六・六糎、横一八・六糎

【装丁】線装本四ツ目綴

【料紙】楮紙

【外題】「大中臣祓同註」（表紙左上題簽、本文と異筆）

【内題】「大中臣祓同註」玉葉體建立  
并梅葉開書（扉左上）

【丁数】墨付十四丁（扉含む）

【著者】扉に「藤原朝臣御子大夫」の名あり

【本文文字】漢字仮名交じり

【印記】「紫雲文庫」（朱方印・表紙見返し、本文冒頭）

「明治廿年八月一日第千四百七十六號三福井古本部」（朱長方印・表紙見返し）（数字は書き込み）

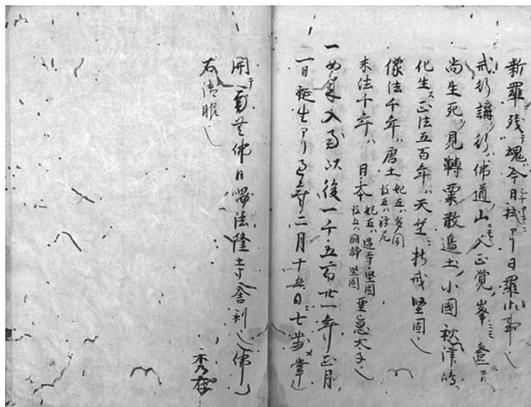
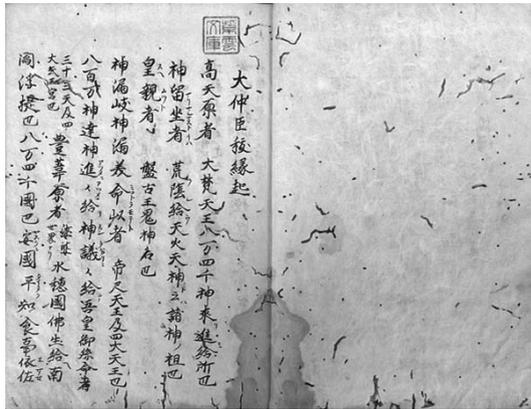
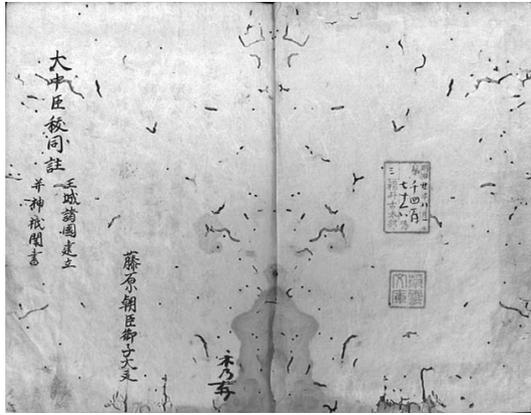
「河野省三博士記念文庫」「平成五年三月三十一日受人」（朱長方印・最終丁）

【書入・貼紙】なし

【奥書】なし

【その他】扉および末丁表に「秀存」の署名あり（題簽と同筆、本文と異筆）





## 二、解題

中臣祓は神道の教説の中心をなすものとして、古くから『日本書紀』神代巻とともに重視せられ、中世以降多くの注釈書が著された。<sup>(5)</sup> 中臣祓の現存する最古の文は、十二世紀初頭に成立した『朝野群載』巻六、神祇官の項に「中臣祭文」として収録されている。朝廷における公的な大祓に用いられた宣読体の大祓詞が、十世紀以前、神祇官の内部の人の手により奏申の形式に改められ、はじめ陰陽師に受容されて、私的に民間に流布するようになる。<sup>(6)</sup> やがて陰陽祓の影響を受けて仏家祓（六字河臨法）が成立し、さらに平安末期から鎌倉初期にかけて、伊勢神宮神職の間で伊勢流祓が形成されていく。<sup>(7)</sup>

中臣祓の注釈書としては、『阿婆縛抄』の仁平三年（一一五三）の中臣祓に関する問答の中で、陰陽生が『注中臣祓』の書を挙げており、その逸文が収められている。現存する中臣祓注釈書としては、平安末期の成立とみられる『中臣祓訓解』『中臣祓記解』が最も古いが、その『訓解』および『記解』にも「祭文本紀」「本記」として両部神道と陰陽道・陰陽師による解説書の逸文が収められる。このように、『訓解』以前にも数種の中臣祓注釈書が存在したことが分かる。<sup>(8)</sup>

伊勢流祓の最古の祓本は、建保三年（一二二五）の書写歴をもつ『中臣祓注抄』である。『中臣祓注抄』は、陰陽道や仏教による注釈を加えた「中臣祓注」、五帝龍王や十二月将の勧請など、中臣祓を奏上する前に読む祭文を記した「大中臣祓祭文」、中臣祓本文に中臣祓を奏上する趣旨を述べる祭文と、奏上後に読む祭文を記した「中臣祓本」の三部に分けられる。

伊勢流祓の特徴の一つとして、『朝野群載』中臣祭文における「祓給」「清給」の字句を「祓申」「清申」と自力祓

の字句に転換していることが挙げられる。『中臣祓注抄』第一部の「中臣祓注」では「申」の字句が用いられているが、第三部の「中臣祓本」ではいまだ「給」の字が用いられており、初期の伊勢流祓の形式を伝えている。

これに対し吉田流では「被賜清賜」の字が用いられる。吉田流の中臣祓註釈は卜部兼俱により大成されたが、兼俱自筆の『中臣祓抄』（卜部兼俱本）には「被賜・清賜、以<sub>レ</sub>此詞、為<sub>レ</sub>詮要」とあり、やはり自筆の『中臣祓抄』（月舟寿桂聞書）でも「陰陽道ニハ、被申ス、清申ス、トカイタソ、ソレハ、吾ミツカラ祓ソ、賜ノ點カ、吾家相承也、吾自祓ヨリハ、神ノ來テ祓賜ハ、マシタソ」と述べている。

陰陽道や伊勢流の「申」は祓の自力的な自覚が強調される自力祓であり、吉田流の「賜」は神の意思で祓られる他力祓とされる。

『大中臣祓同註』の冒頭、「大仲臣稜縁起」に収められた中臣祓本文では「稜申」と記されており、伊勢流の系統に属することが分かる。また、注釈においても『中臣祓注抄』「中臣祓注」と共通する説が多く、強い関係性が窺われる。本文の詞章においては、他の注釈書・祓本などと比較しても、どれか一つに近似することはなく、独自の用字も多い。著者については、扉に「藤原朝臣御子大夫」の名が見える。歌道師範家として權威を有した御子左家で、皇后宮大夫・皇太后宮大夫を歴任した藤原俊成（一一一四～一二〇四）に仮託したとも考えられるが、不明である。

また、扉および末丁表には題簽と同筆、本文と異筆で「秀存」の署名がある。この人物についても不詳だが、本書成立からはやや下った時期の所持者と考えられる。

内容的には仏教的色彩が濃厚で、神宮の神職や御師が直接成立に関わったとは考え難い。

成立過程としては、全体の構成や内容に不統一が認められるなど、別々に成立していた言説が徐々に集成されていったものと推測される。

次に、『大中臣祓同註』の全体の構成と、その要旨を掲げる。

- |   |                                |
|---|--------------------------------|
| A | 「大仲臣祓縁起」(二丁表一行目～四丁表三行目)        |
| B | 中臣祓の功德および由来について(四丁表四行目～五丁表七行目) |
| C | 「京立次第」(五丁裏一行目～六丁裏七行目)          |
| D | 「地神五代」(七丁表一行目～十二丁表六行目)         |
| E | 「神聞書」(十一丁表七行目～十二丁表四行目)         |
| F | 神書目録(十二丁裏一行目～同七行目)             |
| G | 簡条書き(十二丁裏八行目～十四丁表二行目・終)        |

#### A 「大仲臣祓縁起」

『大中臣祓同註』(以下『同註』とする)の冒頭は「大仲臣祓縁起」と題され、中臣祓の本文と、『中臣祓注抄』と共通する説を多く含む仏説による注釈が割書の形で施される。「大仲臣祓縁起」の名称からすると、Bとした中臣祓の功德および由来についても含めた題目と考えられる。このAとBを合わせた部分が、中臣祓注釈書としての本書の根幹をなしている。

中臣祓本文の語句については、省略というより書写の過程で脱落したと考えられる箇所が見受けられる。例えば、天津罪では「畔放」「溝埋」「頻蒔」がなく、「頻蒔」の注釈のみが残っている。国津罪でも「己母犯罪」「己子犯罪」「母與子犯罪」「子與母犯罪」「畜犯罪」の語句および注がない。

また、『朝野群載』中臣祭文には「神掃<sup>ニ</sup>掃給<sup>テ</sup>」のあとに「神問<sup>セ</sup>問<sup>セ</sup>給<sup>テ</sup>」とあるのに対し、『同註』では「神問々給」が先になっているなど、異同がある。これは『中臣祓注抄』など、伊勢流の注釈書に共通している。

注釈における『同註』と『中臣祓注抄』『中臣祓注』（以下『注抄』）との共通点としては、冒頭の「高天原」に対する「梵天八万四千神來集所也、神祖也」（『注抄』）と「大梵天王八万四千神來進給所也」（同註）や、「皇親（神）」に対する「盤古王男神也、神祖也」（『注抄』）と「盤古王鬼神名也」（同註）などが挙げられる。他にも多くの共通点が見られるが、これらは『中臣祓訓解』や『中臣祓義解』などにはない説である。

逆に相違するものとしては、「神留坐」に対する「光音天廣天子、諸神祖也」（『注抄』）と「荒陰給天火天神云諸神祖也」（同註）や、『注抄』の「呂岐神（盤古王男神也、神祖也）」「呂美命（宣命或云、神母天照大神也）」が、『同註』では「神漏岐神漏美命以者帝尺天王及四大天王也」となっていることが挙げられる。

もともと、『同註』の「帝尺天王及四大天王也」という注釈は、『注抄』の「八百万（善惡諸神等二万八千神使者也）神達、神々々給、神議議給、（帝尺天皇及四天王等也）」が混入したものと考えられる。そして『同註』では「八百万神達神進々給神議々給吾皇御孫命者」の注釈として「三十三天及四大天王宮也」と記されるが、これは『注抄』の「豊葦原」の割注「卅三天及四天王宮也」に相当する。さらに『同註』では「豊葦原」の注釈として「娑婆世界ナリ」と記している。

以上のような共通点および相違点は、中臣祓本文と注釈に多く見受けられる。これに関連して、大東敬明氏に詳細な研究がある。

大東氏は、『注抄』と称名寺聖教『大中臣祭文』（以下『祭文』）との比較から、両書の成立背景を考察された<sup>16</sup>。ここでは、①土台となる中臣祓本文は異なっているものの、書き加えられた注釈の背後になんらかの共通基盤があった

と推測されること、②その共通基盤は、鎌倉時代から南北朝時代にかけて、様々な人々が中臣祓に加えてきた注釈の集まりであり、それぞれが互いに関連しながら形成・展開している状態が想定されること、③『氏経卿記録』〔常良卿自筆本〕中臣祓・裏書や、金剛寺所蔵「大祓祝詞残欠」の傍書に見えるように、本来、裏書や傍書の形で書き加えられていた注釈が、『注抄』や『祭文』、そして『同註』などの書写過程において、本文に割注する形で組み込まれたと考えられること、そのため、中臣祓本文の語と注釈が対応しておらず、近い語に注記されているなどの混乱が生じたことを指摘された。

つまり、『注抄』や『祭文』、『同註』の注は、すべてが独自のものではなく、当時、流布していたものの一部を基本として撰述されたこととなる。参照すべき論考であろう。

#### B 中臣祓の功德および由来について

須彌山の中腹において仏法帰依者を守護する四王天（四天王）をはじめとして、仏教と関わりの深い神々の名を羅列する。彼ら三千大千世界のあらゆる神々が進み来て、南閻浮提に住する一切衆生の災厄除去と福寿増長のために、中臣祓が作り出されたと述べる。

中臣祓の由来については、羅什三藏つまり鳩摩羅什（三四四～四一三）が天竺より唐土へ伝え、慈覚大師円仁（七九四～八六四）が天平神護三年（七六七）に三衣の箱に入れて唐より日本へ伝えたという。中臣祓は陰陽祓・仏家祓に受容されてしまったことから、中国伝来のものと一部に信じられていた。

続けて、中臣祓が我が国で重用される契機となった奇譚を載せる。円仁が日本に中臣祓を請来した時、近江国に美濃・近江・大和の三ヶ国を影が覆うほどの栗の大木があり、人々は困り果てていた。その大木は切っても元の如く切口がふさがってしまう。そこで慈覚大師が中臣祓を用いてその木を切ると、切口はふさがらず、そのまま切られたと

いう。それ以来、中臣祓が日本一の祈禱として用いられることになったと述べている。

これは、『今昔物語集』巻第十一「推古天皇造本元興寺語」で、堂の建立のために槻の太木を伐るに際し、祟りを恐れて麻苧の注連縄を木の根元に引き廻らして米を散じ、御幣を奉って中臣祓を誦読させたことや、巻第三十一「近江国栗太郡大柞語」で、栗太郡の大きな柞ははその樹の陰が、朝には丹波国に届き、夕方には伊勢國に届いたという説話を想起させる。<sup>17)</sup>

#### C 「京立次第」

ここでは、神武天皇以来、平安遷都までの都の場所を列挙する。

神武天皇のあと「大和國郡々數立 景行天皇十二代」と、欠史八代および崇神・垂仁天皇を省略する。

安康天皇および清寧・顯宗・仁賢・武烈天皇、安閑・宣化天皇も省略されるが、繼体天皇の次に「大和國日隈入野宮遷化」とあるのは宣化天皇のことであるので、書写の過程での脱落があるようだ。

また、欽明天皇から皇極天皇までは、都の場所を記さずに続けて書かれるが、欽明天皇の前にある「大和國橋京一代」とは舒明天皇のことであるから、これは錯簡であろう。

孝徳天皇より桓武天皇まではほぼ正確に記されており、最後に安徳天皇の福原（本書では富原）遷都が加えられている。

#### D 「地神五代」

冒頭に慈遍の『豊葦原神風和記』の中巻「地神五代」が引用される。これに対応する形で、外宮の神が天御中主尊であることを述べ、その神徳を叙述する。再び地神五代の説明に戻り、三貴神や三種神器、倭姫命による伊勢への遷幸、伊勢の神々、御神体などが縷々述べられる。

ここに見られる諸説には、伊勢神道書の影響が多く見られる。

例えば、八丁表に「神鏡三面内鏡一豊受鉢也二高宮也三面荒祭也」とあるのは、『伊勢二所皇太神御鎮座伝記』の「神鏡座事」に見える説である。また、九丁表の崇神天皇の御代、天照大神の御神体を内裏から出された時、天皇の護身のため、新たに三種神器の剣と鏡を石凝姥と天目一箇の神裔に鑄造させたとあるのは、『古語拾遺』に初めて見え、伊勢神道書に広く受容された説である。

内容的にはさらに幾つかの段落に分けられるが、煩瑣になるので一つにまとめた。

#### E 「神聞書」

当該箇所は「神聞書」と題され、五箇条の箇条書きで構成される。

第一条では内宮について「天讓日天狹霧陽神日彦日精摩尼ナリ」、外宮について「地月讓地狹霧尊陰神是月神姫也」と述べる。これは『先代旧事本紀』巻第一・神代本紀の冒頭に「于<sub>レ</sub>時天先成而地後定。然後於<sub>三</sub>高天原<sub>一</sub>化生一神。号曰<sub>三</sub>天讓日天狹霧國讓日國狹霧尊<sub>一</sub>」とあり、伊勢神道書でも『天口事書』の天御中主神の注釈で「神語曰、天讓<sub>レ</sub>日國禪<sub>レ</sub>月皇神也。高天原初出之故、天御氣理拳之八重雲以天於坐神也」とし、同体とする豊受太神の説明でも用いられている。『神皇実録』では「号曰<sub>三</sub>天讓<sub>レ</sub>日<sub>神</sub>國禪<sub>レ</sub>月<sub>皇神</sub>」とあり、『大中臣祓同註』の文言に近づいている。

また、内宮について「火珠所成道是地神五代位也」、外宮について「水珠所成道是天神七代位也」とする。D「地神五代」にも「伊<sub>神</sub>獎<sub>ナキ</sub>左手金鏡陰生右手銀陽生日神月神水珠火珠日月是也」と記す。これも伊勢神道書の『神皇系圖』地神五代の天照大神の説明に「諾尊持<sub>三</sub>左手金鏡<sub>一</sub>陰生、持<sub>三</sub>右手銀鏡<sub>一</sub>陽生。因以日神月神所化生也。謂火珠水珠二果曲玉變成三昧世界建立日月是座」とみえる。中世神道説では、内宮を胎藏界・日・火珠とし、外宮を金剛界・月・水珠として対照させることが多い。

火珠・水珠については仏書に多く登場し、日本曹洞宗の開祖・道元（一一二〇〇～五三）による『正法眼蔵』巻第四十二・都機においても「タトヒ陰精陽精ノ光象スルトコロ火珠水珠ノ所成ナリトモ。即現現成ナリ。コノ心スナハチ月ナリ。コノ月オノツカラ心ナリ」などとあり、両部神道書を含め当時広く用いられた概念であった。

第二条以降では天竺と唐土、百濟、日本など、国や人物を対比させて、それぞれに仏教的解釈を施している。

#### F 神書目録

当該箇所はすでに伊藤聡氏により翻刻され、寺院における神書の相承という観点から考証が加えられている<sup>(18)</sup>。同じく中世の神書目録が載せられる真福寺文庫蔵『日本記三輪流』や京都大学図書館蔵の『両部神書』では、冒頭に「本書」として『書紀』とその注釈が挙げられ、次いで『麗氣記』が挙げられている。両書こそが神道相承における根本典籍であるとの認識を示している。『大中臣祓同註』では「麗記十八卷」として『麗氣記』が二番目に、「神代卷<sup>三</sup>」として『日本書紀』の神代上下と神武紀が六番目に挙げられている。

冒頭には「扶桑曰各記百卷<sup>百皇</sup>」<sup>卷ツ</sup>として『扶桑略記』と判断される書名が見いだせるが、先の『日本記三輪流』『両部神書』にも『水鏡』が挙げられている。

伊藤氏は、

少なくとも中世においては、『水鏡』『扶桑略記』、更に後出の『唐鏡』といった「史書」が、我々が通常「神祇書」「神道書」として認識している諸書と同一の位相の下でも享受されていた実態を、右の目録は伝えている。またこのことは、神祇書がまさに史書Ⅱ日本紀に他ならないことを示しているともいえるだろう。

と述べられる<sup>(19)</sup>。

三番目の「無題記<sup>上</sup>卷」は、鎌倉末期成立の両部神道書『天照大神口決』の別名と考えられる。五番目に挙げられ

た「仲臣祓ノ註」は「大師御作」と記されていることから、空海に仮託された『中臣祓訓解』もしくは『中臣祓記解』の可能性が高い。

ここに挙げられた資料などからも、河野省三博士が指摘する如く、本書を室町中期から後期の成立とすることに大過はないと思われる。<sup>20)</sup>

### G 簡条書き

最後に、伊弉諾・伊弉冉、権現と明神、聖徳太子伝などについて記した七簡条の簡条書きが書き連ねられる。

釈迦入滅後の二千五百年を五百年ずつに分けた「五五百歳」では、最初の五百年から順に解脱・禪定・多聞・造寺・闘諍の各堅固となるが、解脱堅固を「持戒堅固」とし、禪定（本書では禪尼）・多聞が逆になっているなどの相違がある。

### おわりに

以上、『大中臣祓同註』の書誌情報と解題について記してきた。

解題においては中臣祓とその注釈書の沿革について述べ、本書の大まかな位置づけを行った。また、全体の構成および要旨を簡単にまとめた。

本書の書写年代は室町中期から後期と推察され、鎌倉時代以降に撰述された『中臣祓注抄』や、称名寺聖教『大中臣祭文』などの中臣祓注釈書と同様、中世に広く流布していた注釈を共通基盤として成立したと考えられる。

抜き書きとしての性格もあり、中臣祓本文には省略や脱落があるものの、末尾が「稜申」と記されるなど、伊勢流の系統に属することが分かる。

内容的には仏教的色彩が濃厚で、神宮の神職や御師が直接成立に関わったとは考え難い。

全体の構成や内容には不統一が認められ、別々に成立していた言説が漸次集成され、撰述されたと考えられる。本書には不明なことが多く、扉に記された「藤原朝臣御子大夫」や、所持者と考えられる「秀存」については今後の課題としていきたい。

## 註

- (1) 翻刻にあたっては「大中臣祓同註」と原文のまま「祓」の字を用いたが、解題等における書名としては「大中臣祓同註」と「祓」の字を用いた。
- (2) 河野省三博士の旧蔵本は、和装本だけで四千五百余点を数える。昭和三十八年一月八日に帰幽されてのち、大学理事者の懇請により、しげ未亡人と令息道雄氏の快諾を得て、國學院大學に移管された。目録としては、國學院大學日本文化研究所編『河野省三記念文庫目録和装本之部』（錦正社、平成五年三月）がある。
- (3) 前掲注2目録。
- (4) 岡田莊司・加瀬直弥編『中世日本紀・神道書籍』展覧会 展示図録（國學院大學 二十一世紀CEOプログラム「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」、平成一七年一月）
- (5) 河野省三「中臣祓について」（『神社協会雑誌』一一一〇、大正元年一〇月）、同「神道哲学より観たる中臣祓」（『國學院雑誌』二〇一八、大正三年八月）など。また、西田長男「吉田家に於ける神書開版と慶長勅版中臣祓（一）（二）」（『書誌学』一〇一一・二、昭和一三年一・二月）では、それまで殆ど見ることのなかった神書の刊行の中で、中臣祓が『日本書紀』神代巻とともに慶長勅版として開版されたとする。
- (6) 大祓詞の詞章は、『延喜祝詞式』に「六月晦大祓十二月准此」と題されて収録されている。
- (7) これについては、宮地直一氏が「中臣祭文の辞の如きは、必ずしも大祓詞の変形とも一定し難く、又延喜式以降の発生にかゝるとも決し難いのであるまいか」としており、異論もある（『三国最上之祓の研究』明治書院、昭和九年九月）。
- (8) 中臣祓の特徴については、大東敬明氏が「大祓詞と中臣祓の大きな違いは、前者が、先に述べた大祓の際に中臣や卜部が

読み上げるのに対し、後者は儀礼、場所、執行者を特定せず、何時でも、何処でも、誰でもよめる点である」とされており、分かりやすい（鎌倉・南北朝時代における中臣祓註釈）伊藤聡編『中世神話と神祇・神道世界』竹林舎、平成二三年四月）。

(9) 中臣祓の形成過程については『神道大系・古典註釋編八・中臣祓註釋』（神道大系編纂会、昭和六〇年一月）の岡田莊司氏による解題を参照した。

中臣祓および中臣祓注釈書の先行研究としては、前掲注5および注7・8論文の他、河野省三「中臣祓について」（『國學院雜誌』三三―三三、昭和二年三月）、同「中臣祓と民族精神」（『日本精神叢書』二十二・中臣祓と民族精神）文部省思想局、昭和二年三月）、西寅夫「中臣祓の文献について」（『國學院雜誌』三七―三三、昭和六年三月）、青木紀元「度會延佳の中臣祓研究」（『神道史研究』八一―四、昭和三五年七月）、岡田米夫「大祓詞から中臣祓詞への変化」（『山田孝雄追憶・史学語学論集』宝文館、昭和三七年一月）、伴五十嗣郎「中臣祓訓解の成立時期について」（『神道史研究』一七―三、昭和四四年五月）、岡田莊司「中臣祓訓解」及び「記解」の伝本」（『神道及び神道史』二七、昭和五一年四月）、同「南部神道の成立期」（『神道思想史研究』安津素彦博士古稀祝賀会、昭和五八年一月）、平泉隆房「伊勢神道への真言教義の影響―中臣祓天神祝詞を中心として―」（『神道史研究』三四―一、昭和六一年一月）、吉川竜実「中臣祓訓解と法華経」（『皇学館論叢』一一―一、昭和六三年二月）、鎌田純一「中臣祓訓解の成立」（『大倉山論集』二三、昭和六三年三月）、白江恒夫「中臣祓訓解」から『中臣祓注抄』へ―その本文語句の変化―」（『皇学館大学神道研究所紀要』九、平成五年三月）、近藤啓吾「山崎闇斎に於ける『中臣祓』」（『神道史研究』四二―四、平成六年一〇月）、小野善一郎「伊勢流中臣祓の研究」（『神道史研究』四三―一、平成七年一月）、同「伊勢神宮における中臣祓の受容」（『神道宗教』一六一、平成七年一二月）、同「伊勢流中臣祓の神髓」（『國學院雜誌』一〇四―六、平成一五年六月）、松本郁代「中世神道」をめぐる書写歴の一考察―中臣祓訓解―奥書の成立を中心にして―」（『立命館文学』五六四、平成一二年三月）、大東敬明「南都の寺院儀礼における中臣祓・東大寺二月堂修二会」（『大中臣祓』―東大寺図書館蔵『二月堂咒師祓』『中臣大祓』の紹介に寄せて―）（『神道研究集録』二〇、平成一八年三月）同、「東大寺二月堂修二会」「中臣祓」の典拠と構成―南都寺院における中臣祓の一例として―」（『国立歴史博物館研究報告』一四二、平成二〇年三月）、同「宮地直一コレクションと『大祓詞註釈大成』―企画展「文献にみる祓の世界」の報告―」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』一、平成二二年三月）、同「二十世紀前半の中臣祓研究―企画展「おほらいの文化史」余滴―」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』三、平成二三年三月）など。

- (10) 他に、比較的早い時期の中臣祓注釈書としては、次に挙げる『中臣祓注抄』や、弘安元年(一二七八)に度会常昌の書写した『中臣祓義解』がある。また、度会行忠の撰述が指摘される『伊勢二所皇大神御鎮座伝記』には、「神祓十二巻秘書内最極秘書」として「祓本記但、不載<sub>二</sub>本目六也<sub>一</sub>」が挙げられ、同じく行忠の著書である『古老口実伝』には「可<sub>レ</sub>存<sub>三</sub>祠官<sub>一</sub>古書取<sub>レ</sub>詮要」として「中臣祓本縁事」が挙げられる。鎌倉時代後期までには、いくつかの注釈書が存在していたことがわかる。
- (11) 兼俱は文献上の初見となる文明八年(一四七六)九月以降、盛んに中臣祓の講釈を行っている(『雅久宿禰記』)。「中臣祓抄」(下部兼俱本)は中臣祓講釈に用いた手控本ともいうべき性格のものである。諸講釈の聞書本の原型が要領よく記され、吉田流中臣祓研究にとって最も重要な伝書とされる。
- (12) 『中臣祓抄』(月舟寿桂聞書)は、臨済宗の僧で五山文学末期の代表者である月舟寿桂が、明応四年(一四九五)四月に行われた兼俱の講釈を記した聞書本に基づいている。月舟の求めに応じて加除・訂正を加えた際に、兼俱自身も参考の資として抄出本を作成した。
- (13) 伊勢流祓の特色としては、①『朝野群載』中臣祭文における「祓給」「清給」の字句を、「祓申」「清申」と自力祓の字句に転換していること、②中臣祓の最末の句「佐乎志加<sub>乃</sub>御耳<sub>ヲ</sub>振立<sub>テ</sub>」を削除して読申しないこと、③中臣祓を五段に分けて解釈すること、の三つがある。
- これに対し吉田流では、①「祓賜清賜」と読むこと、②中臣祓の最末「左男鹿<sub>乃</sub>八鹿<sub>鹿</sub>耳<sub>於</sub>振立<sub>天</sub>」を読むこと、③兼俱により、中臣祓を十二段に分け、序文を加えて十三段としたこと、の三つが挙げられる。
- (14) 『中臣祓注抄』『中臣祓注』の注釈については、その全てが建保三年(一二二五)の書写歴まで遡るとは考えづらく、現在の形に整えられた貞治五年(一一三六)までの間に漸次書き加えられたことが指摘されている。
- (15) 室町末期に書写された国立国会図書館所蔵『日本書紀神代卷』の扉および最終丁にも、「持主秀存」「秀存」との署名があり、本書と同筆と思われる。「国立国会図書館デジタルコレクション」解題では、「秀存については未詳。比叡山の再興に努めた同名の僧(一五九八年没)がいるが、同一人物かどうか明らかでない」としている。
- (16) 前掲注8、大東敬明「鎌倉・南北朝時代における中臣祓註釈」(伊藤聡編『中世神話と神祇・神道世界』竹林舎、平成二三年四月)。

- (17) 近江国に大栗樹のあった話は、『三国伝記』卷三「江州栗太郡事」にも見えている。
- (18) 伊藤聡「中世寺院における日本紀享受」(『解釈と鑑賞』六四―三、平成一二年三月)。
- (19) 前掲注18論文。また、前田家本『水鏡』のような中世神祇説と直結する本文を持つ異本の存在と、同書が神道伝授の現場で相承されていたこととの密接な関係について、多田圭子「『水鏡』前田家本の独自記事と南部文化圏」(『中世文学』四〇、平成七年)、同「水鏡の受容―前田家本と中世南都をめぐって」(『歴史物語講座第五卷 水鏡』風間書房、平成九年)などで指摘されている。
- (20) 前掲注9、河野省三「中臣祓と民族精神」(『日本精神叢書・二十二・中臣祓と民族精神』文部省思想局、昭和二二年三月)など。

大中臣祓同註 翻刻

大中臣祓同註 王城諸國建立  
并神祓開書

【凡例】

- 一 翻刻に当っては、つとめて底本の体裁を尊重した。
- 異体・略体・古体の文字は、原則としてこれを正字の字体に改めたが、字体の甚しく異なるものは、底本の文字を存した。
- 一 文字の誤用等については底本のままとし、わかりにくい部分のみ「(ママ)」を付した。

〈表紙〉

大中臣祓同註

〈1オ〉

秀存

藤原朝臣御子大夫

〈1ウ〉

（白紙）

〈2オ〉

大仲臣祓縁起

高天原者 大梵天王八万四千神來リ進ミ給所也

神留<sup>マリマシマス</sup>坐<sup>ストイハ</sup>者 荒陰レ給ウ天火天神ト云ハ諸神ノ祖也

皇親<sup>スヘムツ</sup>ト者 盤古王鬼神名也

神漏岐神漏美命<sup>ミコトヲモメト</sup>以者 帝尺天王及四大天王也

八百万神達神進<sup>アツメニアツメ</sup>々給<sup>カシタ</sup>神議<sup>ハカリニ</sup>々給<sup>テ</sup>吾皇御孫命者

三十三天及四  
大天王宮也 豊葦原者<sup>豊原</sup> 水穗國佛生給南<sup>世界ナリ</sup>

閻浮提也八万四千國也安國<sup>ヤスクニ</sup>平<sup>タイイラク</sup>知食事依佐<sup>エサセ</sup>

〈2ウ〉

奉<sup>ル</sup>トハ 二十八部龍神鬼神等也

如此依佐<sup>エサセ</sup>奉<sup>リ</sup>國<sup>ニ</sup>中<sup>ニ</sup>荒振神達<sup>トハ</sup>帝尺天始居住所也

カシヒニヒトヒ  
神問々給テ神掃々給トハ、馬鳴菩薩龍樹菩薩  
極除靈社給也 語問石根木立トハ

文殊普賢初孫也  
言止トハ、祈禱也  
天虚空也アトハ、地居及  
大地層也 關エサセ

押開天八雲風神、吹、開、伊豆千那々ハケニ天降事依差エサセ

奉四方國中コモノノナカトハ、南開浮大倭國高見國佛法流布  
兩國也安國定奉

大敷立トハ、劫初時地獄始  
梵天、建立也 高天乃至 我皇トハ、日月  
星也 美豆宮、乃至

女人等犯過非情草木  
付犯也種々罪事天津罪 乃至 樋放

種類時他入時上文時也

〔3才〕

串判生物乍生  
申割罪也 生剥立木皮剥  
生剥皮ヲ剥也 逆剥女、衣タルヲサカサマニ  
申割罪也

屎戸大小便トコトモ  
ナク犯罪ナリ 己々太久 乃至 國津罪トハ、人ノツキタル  
物惟ナリ

生膚断トハ、カキテ  
スルナリ 死膚断トハ、人ノイロヲハタテ  
ノイロニナスナリ 白人胡久美乃至

蠱虫交(マ、ト)トハ、大狐ノ  
物惟ナリ 高津神交(マ、ト)トハ、神社ヨリ  
出来物惟也 高津鳥災トハ、

鳥類 高畜倒蟲為罪タハタチ、畜類  
臥タル物惟ナリ 己々太久抜出トハ、

オシノイタレ 如此出天津宮々事トハ、梵天王帝尺天  
四大大王ナリ 大仲

臣天津金木カミノムノヲ  
カツキナリ 本打切末打(マ、ト)トハ、天神地神  
坐所也 敏

千倉乃至 菅麻コトナリ 本荊断乃至 詔申トハ、解除シテ  
始除ナリ

〔3ウ〕

如此 乃至 間食トハ、心言照見  
給ナリ 國津神トハ、地神代、事トウ事也

高山末 乃至 大船トハ、大小機機  
法船ナリ 船繩トハ、法開竟  
事ナリ 艫繩

大書樂心 大海原押放事トハ、ミキハカタ  
ナリ 彼方繁木

本ウエチナリ 燒鎌トハ、機機多、多機、  
心、視スルナリ 打拂事 乃至 短

山末チサウセント  
七金山ナリ 佐久那谷トハ、死出、  
山ナリ 落滝速河三途河ハナルハナリ  
又ハ、婆娑ヲハナル、也

瀬坐瀬織津姫申神炎魔法王也  
罪業、捨定 大海原 乃至

早開姫申神五道  
大臣也 持加々吞持加、益、イ  
始、地獄、人ナリ 如此持

加々吞伊吹戸坐トハ、泰山府君ナリ 伊吹戸主申神諸地獄、  
開寄也

〔4才〕

根國トハ、等語  
地獄ナリ 底國トハ、無間  
地獄也 伊吹放 乃至 須良比咩申

神トハ、司命  
司祿也 持佐須良波失毒、毒、  
消除スル也 自今以後 乃至

有物トハ、劫、毒、多、  
生死、出也 稜申トハ、コトヨシヲ  
キコシメセナリ

須弥山中腹四王天大梵天帝尺天衆四大天

炎羅王五道大臣泰山符君 一、大、三、千、大、世界、大

小神祇冥道進来リ南閻浮提一切衆生身

可レ来ル處病患ヲ除ク一切ノ咒咀惡念非時中爰短

命怖畏ノ難ヲ穢一切ノ悪魔悪神汚穢不浄ノ懈

〈4ウ〉

怠不信ノ罪過除滅一切衆生願ニ随テ福寿増長ノ

悦ヲ授ク為ニ作リ出シ給也羅什三藏天竺ニヨリ唐土へ傳へ給

慈覚大師入唐時唐ノ南天ニ參テ陰居見給ウニ疫

病発ル時陰陽師ニ令ム占時ニ日本行人陰居致

穢ヲ云々

其此散供打當ル身ト者鐵ノ杖ニテ打ヨリモ尚難レ堪其

時傳レ之ヲ天平神護三年壬日本慈覚大師

三衣ノ箱入テ渡シ給ウ于レ時ニ近江國ニ栗木有リ美濃

〈5オ〉

國近江州大和苧影覆此木三ケノ國人ト寄合

切如レ本ノ一切口生合時夜ル陰陽師聞テ鬼神集切

口ヲマシナイナラストテ云様加様ニ愈比叡山慈覚

大師自レ唐傳給中臣穢信ニハ可レ叶可レ被レ切者

ヲト云ヲ聞テ慈覚大師ヲ奉リ請致大臣穢一其時切

口不愈合一被レ切ヲ畢云々

〈5ウ〉

京立次第

先日向國宮崎京

大和國郡々數立

近江國志賀郡

長門國豊浦郡

宰府神功皇后

大和國戸内里

自レ夫以來以テ大和臣穢ヲ祭日本一ノ祈禱ニ用レ之ヲナリ

神武天皇

景行天皇マテ十二代

成武天皇御代

仲哀天皇

摂津國難波京天皇

履中々々

〈6オ〉

河内國柴垣里

大和國飛鳥宮

同國泊瀬朝蒼雄略天皇

山城國津々木郡

大和國日隈入野宮遷化

反政々々

宛恭天皇四十二年ニ都遷

繼躰同國乙郡里同皇

大和國 橘 京一代欽明天王敏達用明宗峻推古

舒明 皇極

撰津國 豐崎里 孝德天皇

大和國 岡本宮 齊明天皇

〈6ウ〉

近江國 大津浦 天智天皇

大和國 岡本南宮 天武天皇 三井寺御願寺ナレ

大和國 藤原宮 持統文武

奈良ノ都七代 元明 元正 聖武 孝謙 廢帝

昭德 光仁

山城國 長岡京 桓武 平安城都 桓武 延暦十三  
年都遷

安德 富原 移 其後又平安城遷リ

〈7オ〉

地神五代 豊葦原神風和紀中

第一 天照大神 亦云天日靈尊  
亦云天日靈尊 二 正哉吾勝尊

三 皇御孫尊 四 火々出見尊

五 鸕鷀草不レ合レ葺神 已上五神皇帝祖神

慈遍僧都故宮長常昌三品

外宮 天御中主尊 神風伊勢百船度會

山田原大神 坐也

元氣所化ノ水徳反成シテ為レ因ト為レ果ト 所レ露名ニ天水雲

〈7ウ〉

神ト亦住レ水徳ニ亦名ク御氣一都神ハ是レ水珠ノ所レ成 即

月ノ珠也亦号ニ大日葦原中津國主ト 豐受皇神ナリ 又名レ國

常立尊ト三世常住ノ妙心ナリ 所レ表 天御中主云也 國常

立无レ形時ノ事ナリ 天獨矛指下 探鳴礮馭虛 鳴名レ之ヲ

彼嶋八發 殿立也 大日本國高見國神祇ノ寶山

是名ニ金剛山ト名葛木ト一爰 成レ夫妻ト一産ニ嶋國草木

神等ヲ後一女日神 生カ三男 正哉吾勝ハ

天照ノ太子也 劍霧化生也 天津彦々反瓊杵ノ尊

〈8オ〉

正哉ノ太子也 母ハ務織千千ノ姫也  
是ハ皇御孫ト申也

彦火々出見尊皇御孫ノオニ太子也 母ハ大化開郡姫 大山祇神ムスメ也

鸕鷀草葺不合尊母ハ豊玉姫海童ニノ姫也葺不 フキ

合尊ノ御ウハノ玉依ノ姫后シテ四人ノ王子アリ一ハ彦五瀬 タマヨリノキサキ

命ニ稻飯命三ハ三毛野命四盤余命是ヲ神武申也 イナノイノミケツノイハワレノ

大日靈貴天照皇神 神風伊勢國玉振 五十鈴河上坐也

神鏡三面ノ鏡トハ一ハ豊受軀也二ハ高宮也三ハ面荒祭也 カウケウノカウケウノメクウノサイ

内宮ノ鏡ニ雖レ奉レ鑄皆自然出現スル也 カミモトモ

〈8ウ〉

伊獎ナキ左ノ手ニ金ノ鏡陰ヲ生ス右手ニ銀ノ陽ヲ生ス日神 イハマ

月神水珠火珠日月是也

飯野高宮泊瀬朝倉皆伊勢國 イノノタカミヤハツセアサクラ

同床三神ト申ハ内宮外宮皇御孫ノ事也 シヤツノ

地ノ靈光顯テ天ニ昇天ヲ照ト申也天ノ源ハ天御中主 ノホリテ

神其レ天ノ表下ヲ高皇産靈神ト申也此德ヲ表國 タカスヘムヒタマノ

主ト成ヲ皇御孫尊ト申也 此尊ハ天神 外宮祖殿也 本末ヲ一ニシテ

豊受天御中主皇御孫尊二人ノ惣名也

〈9オ〉

三種ノ神器神九代ニテハ同所ニ有御代末ニ成別所ニ安 レイキウツデノナシマコロカイケ

靈鏡殿ノ今内待所也開化天皇ノ手箱ノ中ニ虫ノ如ク イキミノイマノマドコノカケ

物アリ次第ニ人ナル大和姫皇女事也尋ハ我ハ大神 ヤマトヒメ

仕トナリ左手ニ来也 三種神器ヲ崇徳ヲ表ナリ

同宮ノ中神態物アリ宮所ヲ尋シカガ為崇レ神天王御代ニ ワサト

大和姫ノ皇女三種神器ヲ戴 内裏ヲ出給トシ時護身 イタハイテ

為ニ岩疑老神天日一箇神二氏ノ許ヘ仰付銀ト鏡 ニイワコリトメノアメヒヒツツ、

奉ニ鑄賛一地祇ノ備祇 神靈相共ニ内裏ニ留置也本 イテホメ トス トアイトモ

〈9ウ〉

三種皇女自戴奉所々ノ宮所ヲ尋テ垂仁天王御代ニ ヨハ ミツカライタカキ

伊勢國ハ入坐ス間ニ猿田彦ノ翁ト云物ニ行合テ打具尋給 ヲキナト

ミモスソ河ニテ御衣ヲツキ酒此宝ハ天照大神天ノ宮ヨリ下リ宮 ハルカニ

所ノ為ニ遙ニ打下給天獨矛也五十鈴河ノ宮ニ奉ト也 アツカホコナリ

三種ノ中ニ寶鏡ハ天岩戸ノ前ニテ八百万神鑄奉ル即内 アツカホコナリ

宮天照ノ御躰也寶鏡ト申ハ素盞尊大蛇尾ヨリ

切出テ伊勢ニ參ル也蛇ヲ切給ヲ十鞆ノ銀ハ大和ノ布留ノ屋 ヤシロ

代ニアリ草ナキノ釵ハ日本武尊景行ノ御時東夷為

〈10オ〉

滅東路下給間伊勢ニイトマコイニ參ス皇女此寶釵ヲ奉レ授也今熱田ニアリ又玉天御中王尊此玉ヲ擊テ豊葦原作ル水徳ヲ表ス外宮ノ鎮坐ノ後五十鈴河ヨリ山田ノ原移奉ル今相殿ニ坐太玉ノ命是也内宮ノ後數百歳経テ雄略天王ノ代ニ大和姫ノ皇女神主託レ之我天照ノ意受云我祖ハ丹後國ヨサノ宮ニ坐天宮ニ坐カ如ク一所崇メ如何也ウレシカルヘシトアリシカハ聽急詞任世國移奉ル今外宮也相殿ノ御中ニ大手力雄命アリ

〈10ウ〉

神躰者弓也 栲幡千々姫命ノ躰釵也此皆内宮也太玉ハ神璽也天兒屋根尊躰笏也五十鈴河大神ノ前東西へ流也ミモスノハ南ヨリ北へ流ル一ナリ外宮相殿ハ前ハ皇御孫尊右ハコヤ子後ハ移之二人アリ神璽ハ天釵ハ人鏡ハ地也天御中主尊ニ

三人子 一ハ高皇產尊是ハ栲幡千々姫ノ千々姫ノ命ハ皇御孫ノ母也即帝皇祖神也二ハ神皇產命三ハ津速產命也其兒市千魂ノ命アリ

〈11オ〉

又其子ニ天ノ兒屋根尊即人臣ノ大祖ナリ爰ニ大織冠談海公ヨリ菅原氏賜也  
兒屋根ハ皇御孫命降給時ハ太中臣氏ノ祖神也  
ノトフトコトヲスルナリ

第二ノ神皇產ハ神主度會氏本祖也

掛 忝 畏 申 參 コトナリ敬義庭火春日ニ付ク

神聞書

一天讓日天狹霧陽神日ノ彦日精摩尼ナリ

〈11ウ〉

火珠所成道是地神五代位也即日神内宮也地ヲ月ニ讓地狹霧尊陰神是月神ノ姫也月精摩尼也 水珠所成道是天神七代位也

即外宮也

一 伊勢意密 高野身密 六一 語密也

一天竺阿唐土 百濟國香藏 日本役行者

一天竺 念然比丘 新羅國 月羅 日本聖德太子

一 聖德 聖武 聖宝 僧正此三八ハ一殊分身也

〔12オ〕

一 弘法 嵯峨帝 檀輪皇后 嵯峨姫宮日本國鶴房岩屋大尼

小野小町 業平 道風七度成也道風隆僧教大師也

北野託宣云弘法ヲ以我逆身トス道風ヲ以我カ須

身トス 延喜御時都良香御門奏リヤウキヤウミカトソウス

〔12ウ〕

一扶桑日各記百卷百皇一卷ヲフソウイワケシルス

麗記十八卷 無題記上 卷 神祇全一卷シキセン

仲臣稜チウノ註チウ 是大師御作也

神代卷三 紫磨金山記シマコサンキ 卷三

遺識記キ 卷一 此三部ハ行基御作也

神代ニ付テ四重秘尺尺六 神代秘決一 卷

賀茂空觀上人御作也

一 伊弉諾イタナ 伊弉冉イタラハス

〔13オ〕

一 一切権現ハ皆権社神也死ラ本トス 熊野度義也

一切明神ハ皆實社也生ラ本トス 伊勢神明也又崇

廟社稷ノ時ハ神ノ本社ハ崇廟眷屬社稷也又神

祇ハ地主冥道ハ影向神也

一 入定サカ奥 弘法ハ一 業平平 凡也

一 熊野天竺摩訶陀國王 日本神武也

一 釈尊両眼 念禪比丘左

一 太子伝云六生ヲ機縁キエツクシテ盡 形ヲ厚山土石トナシ名ハ

〔13ウ〕

新羅ニ残テ魂ハ今日シチイキ拭ニアリ日羅御事也

戒行講ヲ行ハ佛道ノ山ニ入正覚ニ峯ニ登テ

尚生死ヲ見轉粟散邊土ノ小國秋津嶋ニ

化生<sup>ス</sup>正法五百年<sup>ハ</sup>天竺<sup>ニ</sup>持戒堅固也

像法千年<sup>ハ</sup>唐土<sup>始<sup>ハ</sup>多聞<sup>ニ</sup>後<sup>ハ</sup>禪<sup>ニ</sup>也</sup>

末法千年<sup>ハ</sup>日本<sup>始<sup>ハ</sup>五<sup>ノ</sup>蓮<sup>ノ</sup>寺<sup>ノ</sup>堅固<sup>ニ</sup>後<sup>ハ</sup>五<sup>ノ</sup>國<sup>ノ</sup>淨<sup>ノ</sup>堅固<sup>ニ</sup>也</sup>聖德太子也

一如來入滅以後一千五百廿一年正月

一日誕生アリ過年二月十五日<sup>ニ</sup>七步<sup>シテ</sup>掌

〈14才〉

開<sup>テ</sup>南無佛曰唱法隆寺舍利也佛

右御眼也

秀存